

表 3-1-25 高齢者教習見積内訳（例：通常の高齢者講習のみ）

人件費		* 5,763 千円 (16 年度地方交付税単価 県職員 B の年収) ÷ 2,080 (勤務時間数) = 2,771 円/時間 2,771 円/時間 × 53 分/60 分 = 2,447 円
1 件当たり 所要時間数	1 件当たり 人件費*	
53 分	2,447 円	

イ. 実施した監査手続

予定価格の算定、契約手続及び請求業務までの一連の手続を検証した。

ウ. 結果

平成 16 年度の委託契約に当たっては、23 業者（30 教習所）の全てから見積書を徴収しているが、そこに記載されている 1 件当たりの委託料金額が 23 業者とも小数点 2 位まで全く同額となっており、かつそれらは予定価格に一致していた。

このようなことは事実上不可能であり、予定価格の漏洩があった可能性が高い。

今後、契約に当たって、予定価格の取り扱いについては細心の注意が必要である。

エ. 意見

(ア) 予定価格の算定方法について

見積書入手時には、業者からは、見積りとして 1 件当たりの人件費・物件費合計の金額しか入手しておらず、各教習所がどのように計算しているかは不明となっている。

加えて、人件費・物件費のいずれも当該事業の実施後、実績額の報告を受けていないため、実態については把握されていない。

一方、県警側の予定価格の算定手法についても問題がある。

例えば、本高齢者講習を行う指導員には、教習指導員としての資格に加え交通心理学等を学んだ運転適性指導員の資格も必要とのことである。また、見積計算上、1 つの教習所には単純平均で平均 1,367 人の受講者が訪れることになっているが、受講者全員を対応するには各教習所で 6 人前後、これら 2 つの資格をもつ指導員に常駐してもらう必要があると考えられる²。

しかし、県警は、これらの人件費がどの程度かかるか把握せず、一律に地方交付税単価県職員 B の単価を予定価格算定の基礎としている。

² 現在、各教習所では週に 3 日程度高齢者講習を実施しているとのことである。よって、年間では概算で 3 日 × 4 週間(=1 ヶ月) × 12 ヶ月 = 144 日 実施していることになる。

一方、高齢者受講者数は県全体で約 4 万 1000 人毎年対象となっており、30 教習所での単純平均では 41,000 人 ÷ 30 = 1366.6... 人 → 1,367 人が受講に訪れる計算である。

また、実車講習では指導員 1 名に対し 3 人までしか乗り込めないルールとなっている。

以上から単純平均で計算すると、必要な指導員数は最低でも 1,367 人 ÷ 144 日 ÷ 3 人 = 3 人、最高でも 1,367 人 ÷ 144 日 ÷ 1 人 = 10 人 となり、これを平均すると (10+3) ÷ 2 = 6.5 人 常時必要となる。

また、物件費等も各種の費用を見積計算しているが、例えばリース資産を想定して計算しているものについても、実際のコストとは乖離している可能性もある。

従って、予定価格の算定に当たっては、それぞれの業者から高齢者講習を実施するのにどの程度かかったか、あるいはどの程度かかると見込まれるかといった調査を行うことが必要である。

(イ) 効率化等の検討について

平成 14 年 5 月の運転免許取得者の教育の認定に関する規則の一部改正により、教習所が運転免許証更新前 6 ヶ月以内に「認定教育」として高齢者講習と同等の効果を生じさせる講習を実施することができ、「高齢者講習」を受講しなくても運転免許証の更新ができるようになった（施行令第 37 条の 6 の 2 第 1 項第 2 号）。

表 3-1-26 従来の方法と、「認定教育」型との対比

業務の流れ

	従来型	「認定教育」型
高齢者講習の連絡	県警	教習所
講習の実施	教習所	教習所

資金の流れ

	従来型	「認定教育」型
講習者からの手数料収入	県	教習所
講習の委託費	県→教習所へ支払	教習所支払のみ
(手数料－講習の委託費)の差額	県に残る	教習所に残る

現在、県警側では、運転免許証更新の 3 ヶ月前に対象者に高齢者講習連絡を行い、実際の講習等を教習所が実施している。しかし、それより先に対象者に教習所が連絡し、対象者がこれに応じた場合は、高齢者講習に代わって認定教育が実施される。

それに伴い、資金的な流れも相違が生じてくる。従来型では 100%手数料収入が県に入り、かつ、講習に係る経費が委託費として支出される。その結果、(手数料 - 講習の委託費)の差額が県に残る。

一方、「認定教育」型の場合、教習所が手数料を収受する。県では手数料収入も講習の委託費も計上されない。但し、現在、安全協会に委託している更新時の通知業務の委託費も軽減される可能性がある。認定教育を受講した対象者には高齢者講習の通知は不要であるが、県警は現在、認定教育受講の有無に関わらず、対象者全員へ通知している。これは、実務上何人が認定教育を受講済か消し込みするよりも、対象者全員に通知を行う方が経済的・効率的であると判断したためである。

しかし、認定教育が浸透して高齢者講習の対象者が減少していった場合、適切に消し込みを行うことにより安全協会に委託している通知業務も減り、結果として県警の負担も軽減することが推定される。このように、総合的に勘案した場合、「認定教育」型を推進した方が経済的、効率的なのかどうかについて県警は十分検討する必要がある。

県警ではもともと凶悪犯罪の防止、摘発等の本業ともいえるべき重要な業務に注力する必要があり、民間委託が可能な分野についてはアウトソーシングを積極的に検討している。従って、このような認定教育についても、上述のような経済性等比較の結果を踏まえ、積極的に推進することを検討することが望ましい。

II. 補助金、負担金

1. 概要

平成 16 年度に支出された補助金・負担金は、表 3-2-1 で示すように県警全体における支出総額に占める割合は比較的小さい。

表 3-2-1 県警の支出額に対する補助金の割合

(単位：千円)

	支出額合計	補助金合計	うち本部決算額
金額	43,063,932	116,432	116,432
割合	100%	0.3%	0.3%(100%*)

* 補助金全体に対する本部決算額の割合

表 3-2-2 県警の支出額に対する負担金の割合

(単位：千円)

	支出額合計	負担金合計	うち本部決算額
金額	43,063,932	45,749	31,664
割合	100%	0.1%	0.1%(69.2%*)

* 負担金全体に対する本部決算額の割合

なお、表 3-2-2 で示すように、県警全体で支出している補助金はすべて本部所管であり、その内訳は以下のようになっている。

表 3-2-3 補助金の内訳等

(単位：千円)

	相手先等	決算額
(1)	長野県防犯協会連合会 補助金	2,720
(2)	長野県交通安全協会 補助金	6,210
(3)	長野県安全運転管理者協会 補助金	2,130
(4)	長野県警察職員互助会 補助金	85,655
(5)	長野県暴力追放県民センター 補助金	19,001
(6)	長野県犯罪被害者支援センター 補助金	716
	計	116,432

一方、負担金の内訳は表 3-2-3 で示すとおりである。本部決算のものは全体の 69.2%で残りは他の警察署や免許センター等の所管である。今回は本部所管の負担金を検討対象とした。

表 3-2-4 負担金の内訳等

(単位：千円)

	名称	相手先	金額	比率
(1)	道路交通情報提供業務 負担金	日本道路交通センター	11,000	
(2)	自動車安全運転センター 負担金	自動車安全運転センター	4,500	
(3)	交通安全子供自転車大会 負担金	(財)長野県交通安全協会	1,302	
(4)	長野県山岳遭難防止対策協会 救助部 負担金	長野県山岳遭難防止対策協会	7,894	
		その他	6,968	
		小計①	31,664	69.2%
		本部執行以外 その他②	14,085	30.8%
		計 (①+②)	45,749	100%

2. 実施した監査手続

本部所管の補助金等につき、交付申請書から実績報告書までの一連の書類を調べ、これらが法令や要綱等に基づき適正に額が計算され、経済性、効率性及び有効性の観点から適正に使用されているかどうかについて検討した。

3. 結果

下記の点を除いて特に問題は認められなかった。

(1) 犯罪被害者支援センターへの補助金

「長野犯罪被害者支援センター」への補助金は県警補助金交付要綱により補助率が経費の1/2以内と規定されていたが、経費の実績報告書と突合した結果、補助金を多く支払いすぎていることが判明した。

表 3-2-5 長野犯罪支援センターの差異

補助率;経費の1/2以内	(単位：円)
補助金事業 実績報告書	1,321,906
①上記の1/2	660,953
②補助金支給額	715,953
③差異 (①-②)	-55,000

この超過分55千円については、本来速やかに返金処理等が必要であったと考えられる。

なお、県警では当該過払い分の補助金について、本指摘に基づいて平成18年1月に返金処理を完了したとのことである。

Ⅲ. その他の関連団体との取引等

1. 概要

(1) その他の関連団体等

本報告書においては、「関連団体」を以下のうちいずれかの関係のある公益法人等の団体（一部法人格がないものを含む）とした。

- (i) 一定の業務を県警が委託している団体
- (ii) 県警が補助金、負担金等の資金提供を行っている団体（財政的援助団体）
- (iii) 県知事所管の警察関連の団体（「県警所管の団体」とする。）
- (iv) 人的関係のある団体

これらの公益法人等は以下の 15 団体あり、名称・事業内容・職員数は以下の通りとなっている。

表 3-3-1 公益法人等の一覧

法人種類*	団体名	略称	委託費	補助金	負担金	理事数	監事数	職員数	計	うち 県警OB	土地・建物の 使用状況
(1) NPO 法人	長野犯罪被害者支援センター	被害者支援センター		○		12	2	2	16	0	県庁の一部を無償使用
(2) (財)	長野県警察職員互助会	互助会		○		12	2	6	20		県庁の一部を無償使用
(3) (社)	長野県防犯協会連合会	防犯協会	○	○		15	2	8	25	7	県婦人会館の一部を無償使用
(4) (社)	長野県警備業協会	警備業協会	○			16	2	4	22	2	
(5) -	長野県山岳遭難防止対策協会	遭難防止協会			○				0		県庁の一部を無償使用
(6) (財)	長野県暴力追放県民センター**	暴力追放県民センター	○	○	○	22	2	2	26	2	県庁の一部を無償使用
(7) (財)	長野県交通安全協会	安全協会	○	○	○	34	2	82	118	54	運転免許センター等の一部を無償使用
(8) (財)	長野県指定自動車教習所協会	指定自動車教習所	○			12	2	4	18	3	
(9) (社)	長野県安全運転管理者協会	安全運転管理者	○	○		12	2	3	17	4	県婦人会館の一部を使用
(10) 特殊	自動車安全運転センター	安全運転センター			○				0		-
(11) (社)	長野県自家用自動車協会	自家用自動車	○			27	2	5	34	2	-
(12) (財)	日本道路交通情報センター	交通情報センター			○				0		長野中央警察署の一部を無償使用
(13) (財)	飯田地区交通安全教育センター	飯田教育センター				6	2	3	11		-
(14) (社)	長野県警友会連合会	警友会				14	2	2	18	0	県庁等の一部を無償使用
(15) (財)	長野県安全教育支援センター	長野教育センター				6	2	3	11		-

* (財)：財団法人 (社)：社団法人 特殊：自動車安全センター法に基づき設立されている法人。なお、長野県山岳遭難防止対策協会は商工部、教育委員会等と共同運営している事業の為、法人格はない。

** 補助金等の他、県からの出損もある。

(i) あるいは (ii) に該当する「資金的に関係のある」団体は表 3-3-1 のうち (1) から (12) の 12 団体、(iii) に該当するのが (1)、(5)、(10)、(12) を除く 11 団体、県警 O B が再就職し (iv) に該当する団体が 7 団体である。更に、この 15 団体のうち県の土地・建物を使用している先は 9 団体である（重複団体等あるため、単純合算は先の表と一致せず）。

(2) その他の関連団体との取引額の概要

県警が委託費、補助金、負担金等で支出している取引等の概況は次の通りである。

表 3-3-2 公益法人等への「資金の流れ」の概要

(単位：千円)

	団体名(略称)	平成16年度 支出額*1(A)	平成16年度の県警からの資金の流れ				(B)/(A)
			①委託費	②補助金	③負担金	①～③計(B) *2	
(1)	被害者支援センター	6,943		716		716	△ 10.3%
(2)	互助会					0	
	共済給付会計	52,811		11,711		11,711	22.2%
	福利厚生会計	215,565		73,944		73,944	34.3%
	貸付会計	101,852				0	
	総括会計	370,229		85,655		85,655	23.1%
(3)	防犯協会					0	
	一般会計	20,085		2,720		2,720	13.5%
	風俗浄化	8,080	7,830			7,830	96.9%
	機関紙「防犯信州」発行	33,708				0	
	防犯器具	45,112				0	
	AMマーク	6,901				0	
	(全体)	113,890	7,830	2,720		10,550	9.3%
	総括会計					0	
(4)	警備業協会	33,000	1,185			1,185	3.6%
(5)	遭難防止協会	41,607			7,894	7,894	△ 19.0%
(6)	暴力追放県民センター					0	
	一般会計	24,310	1,441	19,001	548	20,990	86.3%
	特別会計	0				0	
	(全体)					0	
(7)	安全協会					0	
	一般会計	51,945		6,210	1,302	7,512	14.5%
	更新時講習特別会計	216,417	217,925			217,925	100.7%
	二輪車安全推進特別	0				0	
	原付自転車特別	12,554	12,727			12,727	101.4%
	自転車安全特別	0				0	
	事業特別	115,347				0	
	免許関係特別	89,207	89,393			89,393	100.2%
	パーキングチケット特	35,092	35,033			35,033	99.8%
	車両保管特別	0				0	
	道路使用調査特別	11,311	11,282			11,282	99.7%
	処分者講習特別	63,795	65,902			65,902	103.3%
	総括表	595,676	432,262	6,210	1,302	439,774	73.8%
(8)	指定自動車教習所					0	
	総括表	64,346	3,646			3,646	5.7%
	収益事業特別会計	27,603				0	
	一般会計	33,270				0	
	法定講習特別	3,473	3,646			3,646	105.0%
(9)	安全運転管理者					0	
	一般	60,353	35,810	2,130		37,940	62.9%
	シートベルト着用特別	48,196	48,090			48,090	99.8%
	総括表	108,549	83,900	2,130		86,030	79.3%
(10)	安全運転センター	6,305,000			4,500	4,500	△ 0.1%
(11)	自家用自動車	217,731	173,527			173,527	79.7%
	総括					0	
	一般会計					0	
	事業会計					0	
(12)	交通情報センター	4,700,779			11,000	11,000	△ 0.2%
		12,582,047	703,791	116,432	25,244	845,467	

*1 ①事業費②管理費③予備費のみ集計

*2 △をつけた資金の流れは、県警警務課の集計からは除外されている(県警所管でないが補助金等のみ支出していたり、もしくは法人格を有していない団体のため)。

2. 実施した監査手続

各公益法人等の決算書を入手し、閲覧するとともに、県警の委託費・負担金等の資金が適正に計上されているかどうか照合した。またこれらの法人等と県との関係が網羅的に把握されそれらの合理性が検討されているかどうかを中心に検討した。

3. 結果

監査の結果、当該公益法人等の決算から伺える内容からは特に不適正と認められるような事項は見られなかった。

また、県警所管の公益法人については、県警から当該公益法人への資金の流れを県警警務課が把握しており、それらは各公益法人等の決算書に記載されている金額と一致した。

4. 意見

(1) 特定の業務を行わせることによる便益の供与関係について

ア. 一元管理の必要性

関連団体について「どのような事業を、どの団体に実施させることを認め、それによりいくら団体が収益を計上しているか」等について、県警の各所管課では把握しているとのことであるが、これらを一元管理している部署等は県警の中ではないとのことである。県警の一定の部署で一元管理することが望ましい。

イ. 業者選定の透明性等

決算書等からみると、特定の業務には以下のようなものがある。

表 3-3-3 年間 5,000 千円を超える業務収入一覧

(単位：千円)

団体名	特定の業務	収入	内容
長野県防犯協会	AMマーク交付手数料*	9,000	遊技場における健全化を推進する為、公安委員会の検定に合格したパチンコ遊技機にAMマークを添付する事業
長野県交通安全協会	代行事務手数料	77,513	運転免許センターで地区交通安全協会のために会費を徴収する対価として、その35%を事務代行手数料と収受するもの
	収入証紙売りさばき手数料	26,050	運転免許証交付等で必要な手数料を収入証紙で県民等が納付するとき、当該証紙を売ること得る手数料
	運転免許証郵送申込手数料	16,182	郵送で免許を申し込まれたとき受け取る手数料
	写真撮影料	6,586	運転免許センターで写真を撮影する業務の対価
長野県警友会連合会	収入証紙売りさばき手数料	5,098	運転免許証交付等で必要な手数料を収入証紙で県民等が納付するとき、当該証紙を売ること得る手数料
	写真撮影料	6,184	運転免許センターで写真を撮影する業務の対価

(平成 16 年度各団体決算書等から作成)

* 公安委員会の審査に合格したパチンコ台であることを明示するために、遊戯業防犯協力会の依頼に基づき、合格を意味するマークを交付する事業であり、県警は直接関係はない。

これらの業務（AM マーク交付事業を除く。）については、県警から直接の資金の流れはないものの、事実上特定の公益法人等に収益をもたらしている可能性が高い。

例えば、収入証紙売りさばき手数料は、県が証紙売りさばき人の許可を与えた者が収入証紙を売却し、売却額の一定割合を手数料として収益計上するものであるが、安全協会と長野県警友会連合会（以下、「警友会」という。）が運転免許センターでこの業務を実施している。また、写真撮影も証紙売りさばき同様、安全協会と警友会が2つある運転免許センターでそれぞれ実施している。これらの業務は、安全協会や警友会以外の業者でも可能な業務と考えられるが、積極的に他の法人等が参入できるような方策は採られておらず、事実上これら2法人が独占している。

安全協会では、これら以外にも「運転免許郵送申込手数料」を計上している。安全協会は、その拠点が運転免許センターにあり運転免許証更新時講習業務等を受託しているため、これらの免許更新に付随する業務をも行っているものと推定される。また、警友会がこれらの業務を実施している経緯としては、警友会の本来の活動の為に事業収入確保という目的があったということである。

しかし、このような業務を当該2団体に独占させることについては明確な根拠がない。本来ならば、利用者の利便を考えて業者を選択すべきである。

なお、安全協会と警友会は、証紙売りさばき手数料や写真撮影業務を運転免許センター内で実施しているが、これに必要なスペースは公益目的ということで賃料は免除されている。また、安全協会は別法人（任意団体）である地区交通安全協会（以下、「地区安協」という。）のため、運転免許センターで地区安協会費を徴収し、その一定割合を代行事務手数料として収益計上しているが、このような業務に関しても賃料は免除されることになる（なお、会費徴収業務については（3）参照）。

収益事業としての位置付けの業務を行う為のスペースまで賃料免除されるのは、通常の民間企業が実施する場合に比べ経済的に優遇されていることになり合理的でない。少なくとも、これらの事業の為に利用している面積分については、所定の賃料を賦課することが必要である。

（2）ゴルフ会員権の評価について

県警管轄の公益法人等のうち、互助会は職員等の福利厚生の一環でゴルフ会員権やスポーツクラブ利用権等を保有している。

これらの会員権の時価をインターネット等で調査したところ、ゴルフ会員権については大幅に時価が下落しているものがあることが判明した。

表 3-3-4 互助会が保有している会員権等内訳

(単位：千円)

相手先	銘柄等	財産 目録上の 価格	時価（インターネットでの調査結果）			備考	損益影響
			売	買	仲値		
(株)アイスク	ヘルシースタジアム 60、 駒ヶ根	800	—	—	—		—
(株)松本スイミングセンター	スポーツネットワークサム 等	300	—	—	—		—
森温泉(株)	シーバス・スポーツクラブ 篠ノ井、上山田	300	—	—	—		—
(株)山ノ内地域開発	湯田中ヘルスケアセンター	500	—	—	—		—
(株)アコーディア・ゴルフ	妙義カントリークラブ	6,400	90	10	50	03/8/4 民事 再生法。 2口保有	6,300
信州塩嶺高原カントリー(株)*	塩嶺カントリークラブ	10,000	1,100	800	950		9,050
日成観光(株)	長野国際カントリークラブ	16,260	1,300	850	1,075		3,360
リゾートトラスト(株)	エクシブ	20,000	—	—	—		—
	計	54,560					18,710

* 塩嶺カントリークラブは、書面上入会保証金返還条項が記載されているとの事である。
仮に入会金が全額同クラブより返還された場合、損益影響額はゼロとなることから、最終的な損益影響額は上記 18,710 千円よりも 9,660 千円となる。

現行の公益法人会計基準では、時価が取得価額より大幅に下落していても評価損を計上する必要はない。

しかし、公益法人に対しても平成 18 年度から新公益法人会計基準が適用されるのに伴い、金融商品会計基準等が導入されることが予定されている。その場合にはこれらの評価損は損失計上する必要があることから、事前に新基準の導入に備えた準備作業等を行うことが望まれる。

(3) 安全協会等の会費徴収業務について

ア. 安全協会の組織

安全協会は、運転免許窓口事務を県警から委託され、県内 2 箇所の運転免許センターでは安全協会の常勤職員が、23 の警察署及び 4 つの主要交番では安全協会の非常勤職員を兼務する地区安協事務局の職員が受託した業務を行っている。

受託業務を遂行する地区安協の職員の身分は、平成 16 年度までは任意団体である各地区安協の職員であった。しかし、運転免許窓口事務等の委託契約は県警と安全協会との間で結ばれ、安全協会と地区安協の間には契約関係がなかったため、各警察署等で各地区安協の職員が事務を行っていることは法律上問題があった。そこで、警察庁の指導もあったことから、平成 17 年度からは各地区安協事務局を安全協会の支部とし、運転免許窓口事務等を行う地区安協職員は、安全協会の非常勤職員としての身分も兼ねることとなった。

平成 17 年度からこのように改善されているとはいえ、長年、法律上不明瞭な状態が継続していたことには問題がある。警察庁が地区安協を支部化するよう全国的に指導を始めたのは平成 10 年頃からであり、また、ホームページによると財団法人石川県交通安全協会では地区安協の支部化は平成 12 年 7 月に完了している。県警にとってみれば、委託業務を実際に行う者が契約相手先と異なっていたわけであるから、より迅速に対応する必要があったと考えられる。

なお、県における今回の地区安協の支部化の実態は、上述のように地区安協事務局の職員が、県警からの受託業務を遂行するため安全協会の非常勤職員を兼務することになっただけであり、依然として任意団体としての各地区安協は存在している。

往査した警察署には、安全協会が入居しており、県警から委託された運転免許窓口事務を行う傍ら、地区安協の会員の勧誘及び会費の徴収を行っていた。

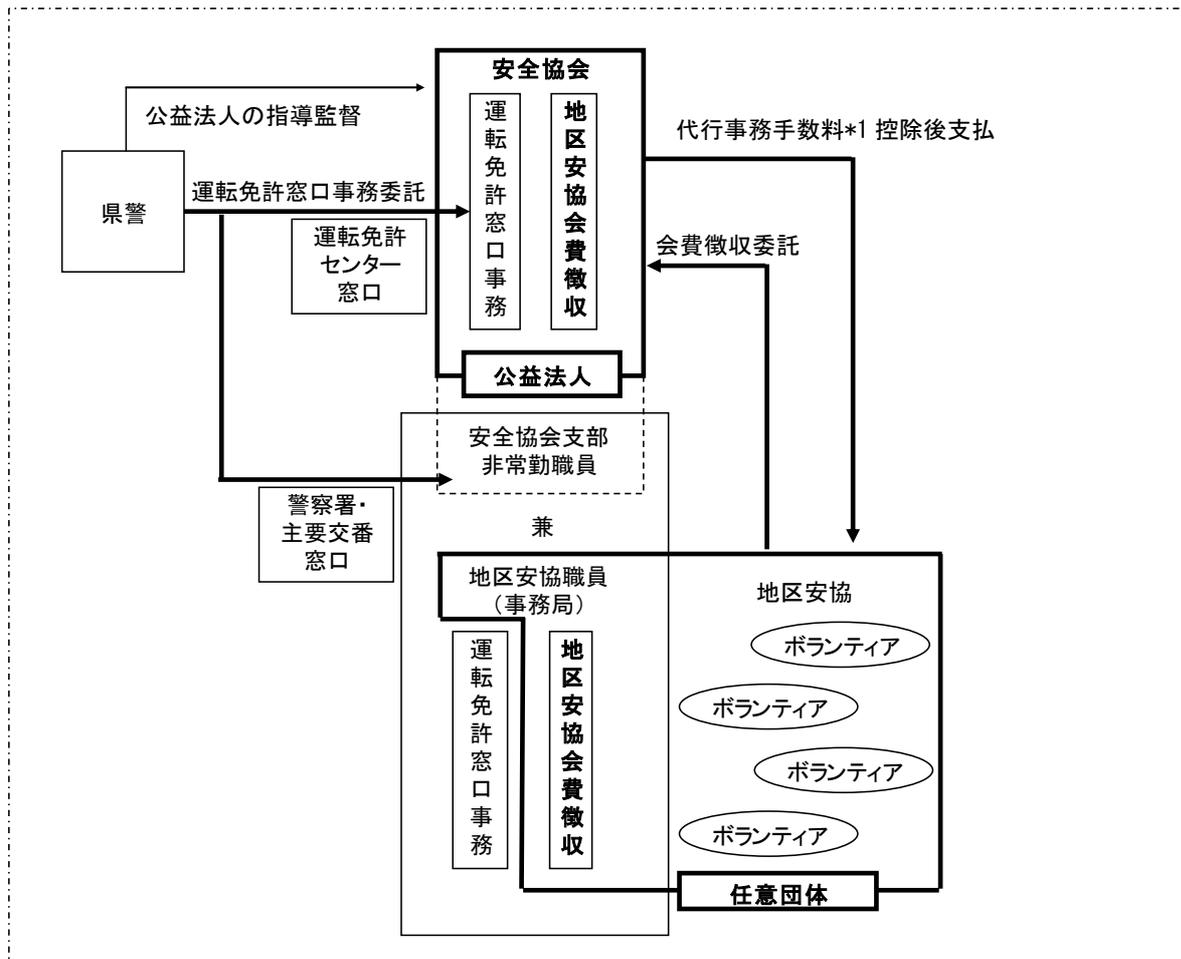
県警によると、往査警察署に限らず、県警から受託した運転免許窓口事務等を行っているすべての施設、すなわち県内 2 箇所の運転免許センター、23 の警察署、4 つの主要交番で会員の勧誘及び当該会費の徴収等を行っているとのことである。

安全協会における委託業務の遂行と会費徴収の関係は、以下のとおりである（図 3-3-1 参照）。

窓口で徴収される会費は、任意団体である各地区安協の会費であり、公益法人である安全協会の会費ではない。運転免許センターでは、安全協会の常勤職員が、県警からの受託業務を遂行する傍ら地区安協の委託により会員の勧誘及び会費徴収業務を行っている。安全協会は、徴収した会費から代行事務手数料を控除した金額を、入会した会員の住所地の地区安協に支払っている。

一方、各警察署等では、地区安協事務局の職員が、安全協会の非常勤職員としての立場で県警の委託する業務を実施しながら、地区安協職員として当該警察署等の所在地の地区安協の会費を徴収している。

図 3-3-1 運転免許センターや警察署等での安全協会を巡る資金の流れ



運転免許証の更新は、東北信、中南信の運転免許センターのほか、運転免許センター所在地を管轄する警察署を除く 23 警察署と主要交番 4 箇所（松代、池田、高遠、辰野）で行うことができる。運転免許センターで、更新事務を行うのは、警察職員と安全協会の職員である。警察署や主要交番で、更新事務を行うのは、警察職員と安全協会の非常勤職員としての身分を有する地区安協職員である。

*1 安全協会の決算書によると年間77百万円を地区安協会費徴収の代行手数料として受け取っている（平成16年度）。
 *2 平成16年度について、監査人が試算したところでは、地区安協全体で約3億円の会費収入（代行事務手数料控除後）があったと推定される。下記のように推計した。
 （16年度の県内運転免許保有人口1,466,626人×地区安協加入率約60%×会費平均単価450円）－代行事務手数料77,513千円＝318百万円・・・約3億円
 地区安協への加入率は県警からのヒアリングによる。会費の平均単価は、1年ごとの加入では500円だが、長期間まとめて支払うと割引となり、5年間分まとめて支払うと2,000円（1年当たり400円）であることから、仮に450円とした。

イ. 地区安協の会費の使途等

平成16年度の地区安協全体の会費収入総額は約3億円と推計される。当然であるが、安全協会の決算書には、任意団体である地区安協の収支は含まれない。各地区安協ごとに、規約に基づく総会を開催し、事業報告・決算報告がなされるとともに、当該決算書等は事務局に備置・開示されているとのことである。しかし、会費を拠出した会員に対して総会の招集通知が寄せられるわけでもなく、また業務報告書や決算報告書も届けられない。

各地区安協の事業報告や決算の開示については、任意団体であるため法律上明示的には規定されていない。県警によると、事業報告書等は各地区安協の総会に提出され承認されているとのことである。しかし、そもそも任意団体であるから、誰が事業内容や決算について承認するのか法律上明示的には規定されておらず、現在承認行為をしている者のみに承認権限があるのかも不明確である。

本来、会費を徴収するのであれば、会の規約や趣旨を説明して勧誘するのが当然である。しかし、運転免許センターや警察署の運転免許更新窓口では、規約等について申出がない限り説明されることはない。

このような実態から推察すると、地区安協の会費は、実質的には寄付金的なものとして捉えられているのではないかとも思われる。寄付金であれば、資金の拠出者に会の規約等を渡す必要はない。しかし、寄付金であれば、運転免許証更新の窓口で運転免許証更新期間に応じて一律の金額で徴収するのは不合理ということになる。

ウ. 今後の改善策

以上のことから、県警は安全協会に対して次のような対応をとるよう指導すべきである。

- (i) 運転免許証更新時に徴収する会費は、任意団体である各地区安協の会費であり、あくまで任意であることを明示するとともに口頭で説明すること
- (ii) 各地区安協の会員を勧誘し会費を徴収するならば、会の規約及び会員としての権利等を説明すること、あるいは会費でなく寄付金として集めるのであれば、その趣旨を説明するとともに金額を一律としないこと
- (iii) 会費であれ寄付金であれ、その用途については拠出者に開示するよう地区安協に対して指導をすること

以上のような問題を解決するには、安全協会が地区安協を完全に統合して収支もすべて開示することが望ましいと考えられるが、その点は安全協会と地区安協が判断すべきことであろう。しかし、現状では、各地区安協が公益性の高い事業を行っていても、情報の透明性を高めないと、会費を拠出した会員から誤解を招きかねないといえる。

なお、安全協会の会費徴収方法が、任意加入であることを明示せず強制であるかのように誤認させる行為があることについて民間放送局の報道番組で指摘され、内閣府の設置した規制改革・民間開放推進会議でも検討事項として取り上げられた。その結果、「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申（平成17年12月21日）」において、「安全協会については、従来から、同協会の会費徴収方法について批判があり、その適正化に向けて所要の措置を講ずるべきである。」旨記載されており、平成18年度中に措置することとなっている。

さらに、このような会費徴収を県警の建物内で実施することについては、今後さらに検討が必要と思われる。公益性が高い活動とはいえ、公益法人が委託された業務を遂行する傍ら、同じ場所で、自らと関係の深い任意団体の会費を徴収する行為にはやはり問題がある。今後、運転免許窓口事務等を別の交通安全を標榜する NPO 等が受託した場合に、自らのあるいは自らと活動方針を同じくする他団体の会費徴収を同じ場所で行い、それについて建物の使用料が減免されるとは考えられない。

以上のことを総合的に考えると、安全協会及び地区安協が運転免許センターや警察署等で会費を徴収することには公平性の観点から問題があると考えられるため、今後、安全協会等に対して早急に会費徴収を受託業務実施場所で徴収しないよう指導する必要があると考えられる。